

Seven summits text 7サミットテキスト

司法試験新時代を制する LECが誇る入門講座テキストです！



サンプル 第2節 主觀的有効要件/1

□ 93条と転得者

<問題の所在>

心理留保による意思表示の直接の相手方が恶意（または過失）であったために意思表示が無効となった場合（93但書）、転得者（第三者）は全く保護されないのだろうか。93条には、第三者との関係について、何ら規定がないことから問題になる。

債権法改正の基本方針～心理留保

【1.5.11】（心理留保）

<1> 表意者がその真意でないことを知って意思表示をした場合は、次のいずれかに該当するときに限り、その意思表示は無効とする。

<2> その真意でないことを相手方が知ることができたとき。

<3> 表意者がその真意でないことを自己判断して誤認したとき。

<4> <1>による意思表示の無効は、表意の第三者に対抗することができない。

<回答例48> <94条2項の類推適用～93条たどし書の事例>

通謀虚偽表示

(1) A → B → C → D
94Iで無効
善意の第三者
94IIで保護

(2) A → B → C → D
93但書で無効
恶意
94I類推で保護

<考え方のすじ道>

心理留保による意思表示の相手方が恶意（または過失）の場合に意思表示を無効とした（93但書）のは、このような相手方が保護に値しないからである

しかし

心理留保の事を知らない転得者が登場した場合には、この者を保護する必要性がある

思う

心理留保において相手方が恶意・過失のため意思表示が無効とされる場合は、通謀虚偽表示の場合と社会的な事実としてはほとんど同じであり（事実の類似性）、94条2項の類推の基礎がある

サンプル 第4編 権利移転型契約1：売買 第3章 売買契約の有効要件/2

③ 仮装債権の譲受人

<回答例35> <94条2項の第三者～仮装債権の譲受人>

有效的債権譲渡
(466)
A → D
Dは94IIの「第三者」
仮装預金債権
X銀行
c.f. 債権の仮装譲受人から取立てのため債権を譲り受けた者は「第三者」に含まれない
独立の利害関係人ではないから。

<回答例36> <94条2項の第三者～債権の仮装譲受人から取立てのための債権の譲受人>

取立てのための
債権譲渡
A → B → C
代金債権
X
Cは「独立」の利害関係を持たない

<回答例37> <判例における94条2項の「第三者」の整理>

第 者 に あ る た だ れ た る 者	① 不動産の仮装譲受人から譲り受けた者 ② 仮装譲受人の不動産につき抵当権の設定を受けた者 ③ 仮装債権の譲受人 ④ 仮装譲受人から目的物を譲り受けた者 ⑤ 虚偽表示の目的物に対して差押えをした金銭債権者 ⑥ 仮装譲受人が破産した場合の破産管財人
第 者 に あ る た だ れ た る 者	① 一番抵当権が仮装された場合に、一番抵当権者となつたと誤信した二番抵当権者 ② 債権の仮装譲受人から取立てのための債権を譲り受けた者 ③ 債権が仮装譲受した者が、その譲渡を無効として債務者に請求する場合の債務者（ただし、債務者が弁済あるいは準消費貸借契約を締結した場合は該当する） ④ 代理人や代理機関が虚偽表示をした場合における本人・法人 ⑤ 仮装譲受人の單なる債権者 ⑥ 仮装の「第三者のため」による契約における第三者 ⑦ 土地の仮装譲受人がその土地上に建物を建築し、その建物を貸した場合の建物賃借人

394/第4編 第1審手続 第3章 審理の過程

十四 抵当権設定登記抹消登記手続請求～登記保持権原の抗弁

<事例>

Xは、甲土地を所有しているところ、甲土地にY名義の抵当権設定登記が設定されている。この抵当権設定登記は、平成24年2月1日、XがYから新規事業の準備資金として3000万円借りた際に、Xが自己所有の甲土地をYに担保提供したことで設定されたものである。Xは、Yから借り入れた3000万円について、Yに弁済期である平成26年2月1日に完済したが、同年5月1日になつても、いまだ甲土地にY名義の抵当権設定登記が残っていることから、Yに対し、同登記の抹消登記手続を求めた。

■ 請求の趣旨
被告は、甲土地について、別紙登記目録記載の抵当権設定登記の抹消登記手続をせよ。

■ 新證拠及びその個数
所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消登記請求権：1個

■ 請求原因（K.g）
(a) Xは、甲土地を所有している。
(b) 甲土地について、別紙登記目録記載のY名義の抵当権設定登記がある。

■ 抗弁（E～登記保持権原）
(a) Yは、Xに対し、平成24年2月1日、3000万円を貸し付けた。
(b) XとYは、平成24年2月1日、Xの（a）の債務を担保するため、甲土地に抵当権を設定するとの合意をした。
(c) Xは、（b）の抵当権設定契約時、甲土地を所有していた。
(d) （b）の登記は、（c）の抵当権設定契約に基づく。

■ 再抗弁（R～弁済）
(e) Xは、Yに対し、平成26年2月1日、（a）の債務の履行として3000万円を弁済した。

1 訴訟物・請求原因
<事例>において、Xは、他人の占有以外の方法によって甲土地の所有権が侵害されていることから、訴訟物は、**所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消登記請求権**となる。そして、この登記請求権は、現実の実的な権利関係と登記とが一致しない場合に、その不一致を除去するために物権そのものの効力として発生するものであるから、**物権の登記請求権**（⇒p.387）と解され、その請求原因も**所有権に基づく妨害排除請求権としての土地明渡請求権**（⇒p.378）の請求原因と同じように考えることができる。

第二節 法の下の平等 第3款 「法の下の平等」の意味/14

◆ 退職手当条例の合憲性（最高判平12.12.19/H12重判（3））

事案：Y県の中学校では、土曜の午後授業を終えて準で昼食に行く途中交通事故が起こし、相手車の運転者と乗員が負傷させられたとして、準で上級失致罪で起訴され、有罪判決が確定した。Y県は、上記有罪判決が確定したことにより、Xが地方公務員法28条4項及び16条2項に基づき当然失職になったとして、Xに対し失職の通知を行つた。Y県は、XがYから当該手当条例を受けるべき者だったが、失職の場合には退職金を支給しない旨を定めていたため、Xは退職金を受けることができなかつた。Xは、11月失職を規定している地方公務員法16条2号、16条4項は憲法13条、14条に違反する、また22条手当条例6条1項2号は憲法13条、14条、29条1項に違反するとして、退職手当を請求した。

判旨：(1) 地方公務員法6条4項、16条2項の合憲性について
「地方公務員法28条4項、16条2項は、基層以上の職に選ばれた者が地方公務員として公務に従事する場合には、その者の公務に対する住民の信頼が損なわれるのみならず、当該地方公務員団体の公務一般に対する住民の信頼も損なわれるおそれがあるため、このような者は公務の執行から離脱することにより公務に対する住民の信頼を確保することを目的としているものである。地方公務員は、……その地位の特徴性和公務の公的性質に応じることに加え、他の公務における賃金制度や勤務条件の実態の下における禁固以上の職に選ばれたことに対する一般的な信頼などに照らせば、地方公務員法28条4項、16条2号の制定目的には合理性があり、地方公務員を法律上右のような制度が設けられていない私企業労働者に比べて不適に差別したものとはいえない。右各規定は憲法13条、14条1項に違反するものではない。」

(2) 退職手当条例の合憲性について
「基層以上の職に選ばれたため地方公務員法28条4項の規定により失職した者に対して一般的な退職手当を支給しない旨を定めた憲法13条2号は、基層以上の職に選ばれた者は、他の公務のみならず当該地方公務員団体の公務一般に対する住民の信頼を損なう行為をしたるものであるから、勤務経験の対象となるだけの公務への貢献を行わなかつたものとみなして、一般的な退職手当を支給しないものとすることにより、退職手当条例の真正かつ内済的な実施を阻害し、もって公務に対する住民の信頼を確保することを目的としているものである。前記のような地方公務員の地位の特徴性和公務の公的性質が他の公務における賃金制度や勤務条件の実態の下における禁固以上の職に選ばれたことに対する一般的な信頼などに加え、条例に基づき支給される一般的な退職手当が地方公務員が選ばれた場合にその勤務を報酬する賃金と看做するものであることに照らせば、各例6条1項2号の制定目的には合理性があり、同号規定の退職手当の支給制度は右公務に照らして必要かつ合理的なものというべきであって、地方公務員を私企業労働者に比べて不適に差別したものとはいえないから、同号が憲法13条、14条1項、29条1項に違反するものではない。」

POINT 2 最新法改正に完全対応

年々変化する制定法をしっかりとフォロー

近年、重要な法改正が相次いでいます。民法では、平成29年に債権法分野の大改正、平成30年に相続法分野、令和元年に親族法分野、令和3年に物権法と相続法分野の改正がありました。また、商法と会社法も、それぞれ平成30年、令和元年に改正されています。さらに、令和4年には、民事訴訟法と刑法が改正されています。法律は社会の変化に応じて変化し続けています。LECのテキストも最新の法改正に対応して進化し続けています。法改正によって変わらない法原則をしっかりと説き起こすとともに、最新の情報をキヤツチアップしているので、万全の態勢で試験に臨むことができます。

POINT 3 整理図、まとめ表が豊富

言葉だけではつかみにくい法概念・事実関係を図表でわかりやすく明示

学習を始めるとき面だけではわかりにくい抽象的な法概念や複雑な事案が多くあることに気づかれるでしょう。そこで、そのような不安を取り除くべく、わかりやすく整理図・まとめ表を豊富に用意し、理解の促進を図っています。

POINT 1 2色刷りで効果的学習

重要な概念・キーワードは青字で表示

ポイントを押さえた学習は早期合格に必須です。重要なポイントを一目でわかるように青字で表示し、記憶の定着を図っています。

POINT 4 実務を意識したコンテンツの充実

実務能力が問われる問題(要件事実など)にも対応

試験制度が変化し、司法試験・予備試験では法曹としての実務能力が問われています。特に、予備試験論文式試験（法律実務基礎科目）では、毎年、要件事実や事実認定を問う出題がなされています。しかし、いわゆる基本書だけではその対策が難しいのが現実です。そこでLECのテキストには、司法試験・予備試験に出題される実務に必須の要件事実論なども収録し、試験に不安を残しません。

POINT 5 重要な判例は長文で紹介

司法試験・予備試験に必要とされる判例学習もこのテキストで

最高裁判例の結論を覚えるだけでは、判例を本当に理解したとはいえません。7サミットテキストは、司法試験・予備試験に出題される重要な判例に関して、事実関係につきポイントを押さえながら丁寧に紹介し、要点のみならず長文にわたって判旨を掲載しています。また、下級審の裁判例についても、試験対策上必要なものを収録しています。このような判例学習をすることで、法的問題の発見能力、法解釈論の展開力を養成することができます。

こちらに掲載されている教材はすべて受講料に含まれています！